

(令和7年度版)

私たち戸田東中生は、楽しく充実した学校生活を送るために、生徒の意見を取り入れた「戸田東中学校のきまり」を守ります。

戸田東中学校 生活五目標

花と笑顔があふれるこの戸田東中学校の明日を担う私たちは、みんな仲良く協力し合い、生徒会の一員として生活していくことを誓い、ここに「戸田東中学校 生活五目標」を定めます。

- ・私たちは、清潔で中学生らしい服装をします。【服装】
- ・礼儀正しく、さわやかな挨拶をします。【礼儀】
- ・素早く行動し、時間を守ります。【時間】
- ・積極的に授業に参加し、家庭学習にも取り組みます。【学習】
- ・戸田東中学校を緑あふれるきれいな学校に保つため、
清掃活動を積極的に行います。【清掃】

1 授 業

- (1) 授業に集中して取り組む。
- (2) 学習に必要なものや課題を準備して授業に臨む。
- (3) 自他の意見を尊重し、互いに高め合う。

2 登下校

- (1) 通学路を通り、交通ルールを守って登下校する。
- (2) 徒歩で登校する。
- (3) 8時30分までに教室で着席する。(原則、8時までは登校しないこと。)
- (4) 下校時刻を守る。
- (5) 公共交通機関の利用は、保護者の申し出があり、正当な理由があるときに可能となる。

3 服装等

- (1) 標準服を着用する。
- (2) さわやかで清潔な身だしなみを心がける。(スカートは、膝頭が隠れる長さを保つ。)
- (3) 夏服は白のワイシャツとし、女子は学校指定のベストを着用してもよい。
- (4) 冬服の時期は、
ズボン着用時にネクタイ、
スカート着用時にリボンを付ける。
- (5) 防寒のためにベスト、セーター、カーディガンを着用してもよい。色は、黒・白・紺系・茶系・グレー系とし、ワンポイントの入ったものもよい。防寒着の裾や袖は標準服から出ないように着用する。
- (6) 冬服着用時(移行期間含む)、登下校時にコートを着用してもよい。ただし、中学生らしいもの(ダッフルコート・Pコート・スクールコート等)とし、色は黒・白・紺系・茶系・グレー系とする。
- (7) 靴下は、黒・白・紺系・茶系・グレー系とし、ワンポイントやツーポイント、ラインの入っているものもよい。また、安全面を考慮し、形状はくるぶしが隠れるものとする。(くるぶしソックス・ルーズソックスは不可とする。)スカート着用者は冬季、無地のストッキングを着用してもよい。
- (8) 靴の着用は以下のとおりとする。
ア 屋外…様々な運動に適した靴で、紐で結ぶもの。ハイカットは不可とする。
イ 屋内…本校指定の上ばきとする。
- (9) 体育着は学校指定のものとする。
- (10) 清掃は体育着、ジャージに着替えて行う。
- (11) 特に指示のない教科は標準服で授業に参加する。
- (12) 給食当番は給食着を着用する。

- (13) 部活動以外での再登校は原則禁止とする。再登校をする場合は標準服または体育着とする。
- (14) Yシャツの下には、体育着または白色のシャツを着用する。
ハイネックは禁止とする。
- (15) アクセサリーと見なされる類の着用や化粧等、学校生活に不要な事項は認めない。
- (16) 衣替え
 - ア 着用期間
 - 冬服… 11月から4月
 - 夏服… 6月から9月
 - (天候等の状況により、期間が変更となることがある。)
 - イ 移行期間
 - 5月と10月の1ヶ月間はどちらの服装で登下校してもよい。

4 頭髪

- (1) 授業や部活動に支障のない中学生らしい清潔な髪型とする。男子は耳や目にかからない長さで、襟足はえりにかからないようにする。女子は肩より長い場合は必ずゴム等でまとめ、前髪が目にかかる場合は、ヘアピンでとめる。
- (2) ゴムとヘアピンは飾りのないもので、色は黒・紺・茶・グレーとする。
- (3) 染髪や整髪料の使用は認めない。

5 持ち物

- (1) 持ち物には名前を書く。
- (2) 通学かばんは学校指定のものとする。
- (3) 生徒身分証明書(4月に配布いたします)は常に携帯する。
- (4) 学校生活に不必要な物は持ってこない。
- (5) 水筒を持参してもよい。中身は水・お湯・お茶類・スポーツドリンクとする。

6 届けと許可

- (1) 欠席・遅刻・早退の連絡は、下記URL及びQRコードより Googleform にて連絡か、電話で連絡する。いずれの場合も必ず保護者が連絡する。

<https://forms.gle/EbJsuMBgepFSNxVb7>



- (2) 以下のことは先生の許可なしに行わない。

- ア 他教室への出入り
- イ 登校後の外出
- ウ テラス・屋上への出入り
- エ 特別教室等の鍵の使用
- オ 徒歩以外の手段での登下校

- (3) かばんの修理は、事務室に申し出る。

7 その他

- (1) 部活動に関わる規定は、部活動規則を参照する。
- (2) 登下校時刻は、時程表を参照する。
- (3) 保健室・さわやか相談室・図書室の利用はそれぞれの利用規定を参照する。
- (4) 施設、設備を破損した場合は、速やかに学校に申し出る。また、自費弁償となる場合がある。
- (5) 「戸田東中学校のきまり」に規定していないことも、状況に応じて細則として決めることができる。